



鳥取県公報

平成16年 5月21日(金)
第 7 5 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	定例県議会の招集 (410) (財政課)	1
	土地改良区の定款の変更の認可 (411) (耕地課)	1
	県道の区域の変更 (412) (道路課)	1
	県道の供用の開始 (413) (＃)	2
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (20)	2
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	3
	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室)	4
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (＃)	5
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	7
	落札者の決定 (2件) (病院局総務課)	9

告 示

鳥取県告示第410号

平成16年 5月31日定例県議会を鳥取市に招集する。

平成16年 5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第411号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を平成16年 5月14日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成16年 5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第412号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年 5月21日から 2 週間鳥取県県土整備部道路課 (鳥取市東町一丁目220) において一

般の縦覧に供する。

平成16年5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
高路古海線	鳥取市古海424 - 3 地先から同市古海409 - 1 地先まで	変更前	6.5 ~ 24.5	158.0
		変更後	8.0 ~ 36.0	155.0

鳥取県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年5月21日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
高路古海線	鳥取市古海424 - 3 地先から同市古海409 - 1 地先まで	平成16年5月21日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年5月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>独立行政法人国立病院</u>	略	<u>国立療養所西鳥取病院</u>	略

機構西鳥取病院	
略	
独立行政法人国立病院 機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17 - 1
略	
独立行政法人労働者健 康福祉機構山陰労災病 院	略
略	
独立行政法人国立病院 機構鳥取病院	略
略	
岡山大学医学部・歯学 部附属病院三朝医療セ ンター	略
略	

2～4 略

略	
国立米子病院	米子市車尾1293 - 1
略	
労働福祉事業団山陰労 災病院	略
略	
国立療養所鳥取病院	略
略	
岡山大学医学部附属病 院三朝医療センター	略
略	

2～4 略

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成16年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成16年 5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

- (1) 二等陸士：若干名（男性）
- (2) 二等海士：若干名（男性）
- (3) 二等空士：若干名（男性）

2 募集期間

平成16年 4月1日から同年 6月8日まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

- (1) 平成16年 6月9日（水）
- (2) 試験種目
 - ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口頭試験及び適性検査（筆記式）
 - イ 身体検査
- (3) 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成16年7月1日(木)

5 採用予定

- (1) 二等陸士：平成16年7月下旬
- (2) 二等海士：平成16年8月下旬
- (3) 二等空士：平成16年7月下旬

6 応募資格

採用予定の月の初日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部（0857 - 23 - 2251）
- (3) 鳥取募集案内所（0857 - 26 - 4019）
- (4) 倉吉募集事務所（0858 - 26 - 2900）
- (5) 米子募集事務所（0859 - 33 - 2440）

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成16年5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
知事（知事部局）	19	16	2	1	9
知事（企業局）	0	0	0	0	0
教育委員会	21	21	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0
合 計	42	39	2	1	9

（注） 個人情報開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

実施機関	開示請求の件数

知事（知事部局）	120
知事（企業局）	0
教育委員会	1,091
人事委員会	908
病院事業管理者	5
合 計	2,124

（注）「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	個人情報訂正請求件数	処 理 状 況	
		訂 正	非訂正
知事（知事部局）	3	0	3
知事（企業局）	0	0	0
教育委員会	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
合 計	3	0	3

4 個人情報更正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成16年 5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況

（件）

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	処理中
公文書開示請求	172	72	81	4	0	15	11

任意的開示の申出	18	7	8	0	1	1	1
合 計	190	79	89	4	1	16	12

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計	
知事（知事部局）	防災監	1	0	1
	総務部	61	4	65
	企画部	3	1	4
	福祉保健部	26	1	27
	生活環境部	8	2	10
	商工労働部	1	0	1
	農林水産部	7	1	8
	県土整備部	21	0	21
	出納局	1	0	1
	小 計	129	9	138
知事（企業局）	0	0	0	
教育委員会	22	4	26	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	18	6	24	
選挙管理委員会	0	0	0	
人事委員会	2	0	2	
監査委員	2	0	2	
地方労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
病院事業管理者	0	0	0	
鳥取県住宅供給公社	0	0	0	
鳥取県土地開発公社	1	0	1	
合 計	174	19	193	

(注) 公文書開示請求の合計欄の数と実施機関のそれぞれの件数の合計が異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請求者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	146	0	146
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	6	0	6
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人	18	0	18

その他の団体			
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	2	0	2
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	18	18
合 計	172	18	190

4 不服申立ての件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
5	0	0	5	0	0	5	0	0	0

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 5月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

- ア 借入物品 携帯型コンピュータ 10台
 プリンタ 72台
 ノート型コンピュータ 25台
 イ 購入物品 ソフトウェア ライセンス数35

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年 8月 1日から平成20年 7月31日まで

(4) 納入期限

平成16年 7月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成16年5月21日（金）から同年6月18日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年5月21日（金）午前9時から同年6月3日（木）午後5時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年6月18日（金）午後2時（ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成16年6月17日（木）午後5時までとする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年6月7日（月）正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に

代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月21日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達件名及び数量	入院患者等の寝具類 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成16年3月16日
4 落札者の名称及び所在地	水野商事株式会社 鳥取市吉方町二丁目451
5 落札金額	寝具類1組1日につき93円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成16年2月3日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立中央病院事務局経営課 鳥取市江津730

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月21日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達件名及び数量	A重油JIS1種2号 1,072キロリットル
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成16年3月26日

- | | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 4 落札者の名称及び所在地 | グレース商事株式会社
鳥取市徳尾189 - 1 |
| 5 落札金額 | 1キロリットルにつき28,770円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成16年 2月10日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課
鳥取市江津730 |